

## 《記入例4》

- ① 年度当初に届いた「特別徴収税額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない（※注）従業員の名前が記載されている場合
- ② 令和6年中に住所の変更があった人が、給与支払報告書作成後に異動（退職・転勤等）した場合

①の場合…この記入例の異動届を速やかに提出して下さい。

（異動の連絡があった場合、6月上旬に改めて税額変更通知書を送付します）

②の場合…令和6年度（令和7年5月まで）は鎌ケ谷市で課税しますが、令和7年度（令和7年6月以降）は住所変更後の市町村で課税されます。  
鎌ケ谷市には14ページ又は、15ページの異動届を、住所変更後の市町村にはこの記入例の異動届を提出して下さい。

◎例4…年度当初の通知書に、令和6年3月31日にすでに退職した従業員の名前が記載されていた場合

「給与支払報告書」に  
○を付けて下さい。

**給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

必ずご記入下さい。  
指定番号とは税額通知書に  
記載されている番号です。  
事業所独自の受給者番号と  
は異なりますので注意して  
下さい。

市町村长職 令和6年5月15日提出 特別徴収者 給与支払者		所在地	〒273-0124 鎌ケ谷市中央1-2-3		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
		フリガナ	(カブ)ハツトミショウジ		特別徴収義務者 指定番号	99999 333333-3		
氏名又は名称		(株)初富商事		所属	人事課給与係			
個人番号 又は法人番号		111111111111111111		氏名	田中 秋美			
フリガナ		コバヤシ ナツミ		担連 当給 考生 理	445-1141 内線(999)			
氏名	小林 夏美		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年 月 日	異動の事由	
生年月日	56年8月10日					6年	1. 退職・長 2. 転勤・長 3. 欠勤・長 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	
個人番号	2222222222222222					3月	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
受給者番号	123456					31日		
1月1日 現在の住所	鎌ケ谷市富岡4-5-6							
異動後の 住所	船橋市本町7-8-9							

退職等で転出・転居  
し、住所が変わる場合  
は必ず記入して下さい。

税額を記入する必要はあり  
ません。(ア)～(ウ)に斜  
線を引いて下さい。